（診療の具体的方針）

第二十条　医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　処方箋の交付

イ　処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ　前イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四～七　（略）

（歯科診療の具体的方針）

第二十一条　歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　処方箋の交付

イ　処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ　前イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四・五　（略）

六　歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ　（略）

ロ　欠損補綴

(1)　（略）

(2)　ブリッジ

(一)　（略）

(二)　ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はポンティックに限つて使用する。

(3)　（略）

七～九　（略）

（診療の具体的方針）

第二十条　医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　処方せんの交付

イ　処方せんの使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ　前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四～七　（略）

（歯科診療の具体的方針）

第二十一条　歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　処方せんの交付

イ　処方せんの使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ　前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四・五　（略）

六　歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ　（略）

ロ　欠損補綴

(1)　（略）

(2)　ブリッジ

(一)　（略）

(二)　ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はポンティックに限つて使用する。

(3)　（略）

七～九　（略）